

福岡市とメルカリ及びメルペイとの地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）、株式会社メルカリ（以下「乙」という。）及び株式会社メルペイ（以下「丙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が多様な連携を通じて、互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（共働事業）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の活動支援及び地域経済の活性化に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 循環型社会の構築に関すること。
- (4) 高齢者の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福岡市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

3 前項に定める共働事業の具体的な内容及びその実施方法等については、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めるものとする。

4 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社を実施させることができるものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること、並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲、乙及び丙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当者又は部署を各自定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年7月12日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
市長

乙 東京都港区六本木6丁目10番1号
株式会社メルカリ
取締役社長兼COO

丙 東京都港区六本木6丁目10番1号
株式会社メルペイ
執行役員
